

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

第2 監査の対象

栄東まちづくり協議会

（事務所所在地：中区栄五丁目19番 4号）

スポーツ市民局

第3 監査の着眼点

- 1 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 2 市の補助金に係る会計経理は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに執行された栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）における市の補助金に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、協議会に対する財政援助団体等監査に併せて、スポーツ市民局所管の事務のうち、協議会に対する市の補助金に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 補助金の交付

令和 3年度において、所管局は協議会に対し、補助金 5,338万円を交付している。補助金の概要については以下のとおりである。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

1 栄東まち活性化事業補助金

(1) 趣旨

地域の魅力づくり・にぎわいづくり、暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とし、「ミニポートピア栄（仮称）の開設に伴う環境整備協力費について」に基づいて協議会が実施する事業（以下「栄東まち活性化事業」という。）に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内訳

補助対象事業	補助対象経費		補助金交付額
栄東まち活性化事業 ・栄東周辺地区の魅力 づくり・にぎわいづ くりを目指す事業 ・暮らしやすい地域づ くりを目指す事業	事務費	人件費	53,389千円
		管理費	
	事業費	会場借上料	
		製作・運営費	
		委託料	
		印刷製本費	
		その他経費	

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

《参考資料》 監査対象の概要

1 財政援助団体の概要

- ・ 名 称：栄東まちづくり協議会
- ・ 所 在 地：中区栄五丁目19番 4号
- ・ 主な事業内容：①栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業、②暮らしやすい地域づくりを目指す事業

2 事業状況（令和 3年度）

(1) 防犯事業

防犯カメラの設置・運用

(2) 防災事業

防災訓練動画の配信、防災倉庫の建て替え

(3) 環境美化事業

カラスよけダミーカラスの設置

(4) 街路灯整備事業

街路灯の整備・維持管理

(5) 公園整備事業

池田公園のトイレリノベーション

(6) 多文化共生事業

外国人を対象とした相談事業

(7) 地域活性化事業

池田公園のイルミネーション装飾

(8) 広報事業

学生によるイルミネーション装飾の撮影

3 収支状況（令和 3年度）

正味財産増減計算書

（単位：千円、単位未満切捨て）

科目	金額
経常収益	56,354
経常費用	42,713
経常外収益	—
経常外費用	—
当期一般正味財産増減額	13,640